

## 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の概要

- 公正取引委員会が行う審判制度を廃止し、公正取引委員会の行政処分(排除措置命令等)に対する不服審査については、抗告訴訟として東京地方裁判所において審理することとする。
- 公正取引委員会が行政処分(排除措置命令等)を行う際の処分前手続として、行政手続法上の聴聞手続における手続保障の水準を基本とした意見聴取手続を行うこととする。

### 第1 審判制度の廃止・排除措置命令等に係る訴訟手続の整備

#### (1) 審判制度の廃止

公正取引委員会が行う審判制度を廃止する。(現行法第52条から第68条まで他)

実質的証拠法則<sup>(注)</sup>を廃止する。(現行法第80条)

(注)公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する旨の規定

新証拠提出制限<sup>(注)</sup>を廃止する。(現行法第81条)

(注)公正取引委員会が審判手続において正当な理由なく当該証拠を採用しなかった場合等に限り、被処分者は裁判所に対して新たな証拠の申出をすることができる旨の規定

#### (2) 排除措置命令等に係る訴訟手続の整備

第一審機能を地方裁判所に(改正法第85条)

審判制度の廃止に伴い、公正取引委員会の行政処分(排除措置命令等)に対する不服審査(抗告訴訟)については、その第一審機能を地方裁判所に委ねる。

裁判所における専門性の確保(東京地裁への管轄集中)(改正法第85条)

独占禁止法違反事件は、複雑な経済事案を対象とし、法律と経済の融合した分野における専門性の高いものであるという特色があることを踏まえ、公正取引委員会の行政処分(排除措置命令等)に係る抗告訴訟については、東京地方裁判所の専属管轄とし、判断の合一性を確保するとともに裁判所における専門的知見の蓄積を図る。

## **裁判所における慎重な審理の確保（改正法第86条、第87条）**

**ア** 東京地方裁判所（第一審）においては、排除措置命令等に係る抗告訴訟については、3人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行うこととする。また、5人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行うこともできることとする。

（注）地方裁判所においては、単独の裁判官により審理及び裁判が行われることが原則。

**イ** 東京高等裁判所（控訴審）においては、5人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行うことができることとする。

（注）高等裁判所においては、3人の裁判官の合議体により審理及び裁判が行われることが原則。

## **第2 排除措置命令等に係る意見聴取手続の整備**

### **(1) 指定職員が主宰する意見聴取手続の制度を整備（改正法第49条以下）**

#### **意見聴取手続の主宰者（改正法第53条）**

意見聴取は、公正取引委員会が事件ごとに指定するその職員（指定職員：手続管理官（仮称））が主宰することとする。

#### **審査官等による説明（改正法第54条第1項）**

指定職員は、審査官その他の当該事件の調査に関する事務に従事した職員に、予定される排除措置命令の内容等（予定される排除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事実、法令の適用、主要な証拠）を、意見聴取の期日に出頭した当事者（排除措置命令の名あて人となるべき者）に対して説明させなければならないこととする。

#### **代理人の選任（改正法第51条）**

当事者は、意見聴取手続に当たり、代理人を選任することができる。

#### **意見聴取の期日における意見申述、審査官等に対する質問（改正法第54条第2項）**

当事者は、意見聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに指定職員の許可を得て審査官等に対して質問を発することができることとする（当事者は、期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠を提出することもできる。）。

### **指定職員による調書・報告書の作成（改正法第58条、第60条）**

指定職員は、意見聴取の期日における当事者の意見陳述等の経過を記載した調書、当該意見聴取に係る事件の論点を整理して記載した報告書を作成し、公正取引委員会に提出することとする。公正取引委員会は、排除措置命令に係る議決をするときは、指定職員から提出された調書及び報告書を十分に参酌しなければならないこととする。

## **(2) 公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧・謄写（改正法第52条）**

### **閲覧**

当事者は、意見聴取の通知を受けた時から意見聴取が終結するまでの間、意見聴取に係る事件について公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧を求めることができることとする。

### **謄写**

当事者は、閲覧の対象となる証拠のうち、自社が提出した物証及び自社従業員の供述調書については、謄写を求めることができることとする。

## **(3) 課徴金納付命令・競争回復措置命令についての準用（改正法第62条第4項、第64条第4項）**

排除措置命令に係る(1)及び(2)の手続は、課徴金納付命令及び独占的状态に係る競争回復措置命令について準用することとする。

## **第3 施行期日（附則第1条）**

公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。